

令和5年9月11日招集

第3回室蘭市議会定例会

議案

令和5年9月11日招集 第3回室蘭市議会定例会議案

目 録

番 号	件 名
議案第1号	令和5年度室蘭市一般会計補正予算(第3号)
議案第2号	令和5年度室蘭市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第3号	室蘭市子ども未来づくり基金条例制定の件
認定第1号	令和4年度室蘭市一般会計歳入歳出決算
認定第2号	令和4年度室蘭市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定第3号	令和4年度室蘭市介護保険特別会計歳入歳出決算
認定第4号	令和4年度室蘭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定第5号	令和4年度室蘭市水道事業会計決算
認定第6号	令和4年度室蘭市工業用水道事業会計決算
認定第7号	令和4年度室蘭市病院事業会計決算
認定第8号	令和4年度室蘭市公設地方卸売市場事業会計決算
認定第9号	令和4年度室蘭市港湾整備事業会計決算
認定第10号	令和4年度室蘭市下水道事業会計決算

令和 5 年度室蘭市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度室蘭市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 2, 0 0 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7, 2 8 3, 5 0 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

室蘭市長 青 山 剛

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,845,456	168,979	9,014,435
	1 国庫負担金	5,668,637	50,246	5,718,883
	2 国庫補助金	411,023	24,645	435,668
	4 交付金	2,718,513	94,088	2,812,601
16 道支出金		2,608,719	1,165	2,609,884
	2 道補助金	203,685	692	204,377
	4 交付金	173,215	473	173,688
20 繰越金		23,231	41,858	65,089
	1 繰越金	23,231	41,858	65,089
歳 入	合 計	47,071,500	212,002	47,283,502

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,288,810	134,218	5,423,028
	1 総務管理費	4,385,579	9,481	4,395,060
	10 新型コロナウイルス感 染症対策事業費	754,517	124,737	879,254
3 民生費		11,976,905	473	11,977,378
	4 老人福祉費	278,822	473	279,295
4 衛生費		1,095,064	77,311	1,172,375
	1 保健衛生費	590,299	77,311	667,610
歳 出	合 計	47,071,500	212,002	47,283,502

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,845,456	168,979	9,014,435
16 道支出金	2,608,719	1,165	2,609,884
20 繰越金	23,231	41,858	65,089
歳入合計	47,071,500	212,002	47,283,502

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	5,288,810	134,218	5,423,028
3 民生費	11,976,905	473	11,977,378
4 衛生費	1,095,064	77,311	1,172,375
歳出合計	47,071,500	212,002	47,283,502

(単位：千円)

補正額の財源				内訳
特定財源				一般財源
国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
94,088				40,130
	473			
74,891	692			1,728
168,979	1,165			41,858

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	8,845,456	168,979	9,014,435
1 国庫負担金	5,668,637	50,246	5,718,883
3 衛生費国庫負担金	1,840	50,246	52,086
2 国庫補助金	411,023	24,645	435,668
3 衛生費国庫補助金	1,325	24,645	25,970
4 交付金	2,718,513	94,088	2,812,601
22 新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金	710,987	94,088	805,075
16 道支出金	2,608,719	1,165	2,609,884
2 道補助金	203,685	692	204,377
3 衛生費道補助金	8,937	692	9,629
4 交付金	173,215	473	173,688
2 民生費交付金	104,275	473	104,748
20 繰越金	23,231	41,858	65,089
1 繰越金	23,231	41,858	65,089
1 繰越金	23,231	41,858	65,089

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費 負担金	50,246	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 負担対象額 50,246千円の10/10 50,246
1 保健衛生費 補助金	24,645	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 補助対象額 24,645千円の10/10 24,645
1 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	94,088	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 94,088
1 保健衛生費 補助金	692	不妊治療等助成事業費補助金 補助対象額 1,384千円の1/2 692
4 老人福祉費 交付金	473	介護サービス提供基盤等整備事業費交付金 473
1 繰越金	41,858	前年度繰越金 41,858

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	5,288,810	134,218	5,423,028	94,088	40,130
1 総務管理費	4,385,579	9,481	4,395,060		9,481
1 一般管理費	208,668	9,481	218,149		9,481
10 新型コロナウイルス感染症対策事業費	754,517	124,737	879,254	94,088	30,649
1 新型コロナウイルス感染症対策事業費	754,517	124,737	879,254	国庫支出金 94,088	30,649
3 民生費	11,976,905	473	11,977,378	473	
4 老人福祉費	278,822	473	279,295	473	
1 老人福祉総務費	278,822	473	279,295	道支出金 473	
4 衛生費	1,095,064	77,311	1,172,375	75,583	1,728
1 保健衛生費	590,299	77,311	667,610	75,583	1,728
1 保健衛生総務費	276,070	2,420	278,490	道支出金 692	1,728
3 予防接種費	230,891	74,891	305,782	国庫支出金 74,891	

一般会計

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金利子 及び割引料	9,481	税及び税外還付金	9,481
1 報酬	1,230	物価高騰等対策事業費	124,737
3 職員手当等	1,070	小規模保育事業所支援給付	228
4 共済費	153	公衆浴場事業者支援給付	1,100
8 旅費	75	運輸関連事業者支援給付	2,881
10 需用費	10	むろらん応援プレミアム付デジタル商品券発行事業費負担金	
11 役務費	6		120,528
18 負担金補助 及び交付金	122,193		
18 負担金補助 及び交付金	473	介護サービス提供基盤等整備事業費 認知症高齢者グループホーム看取り環境整備費補助金	473
7 報償費	571	不妊治療等助成金	1,384
11 役務費	465	有害鳥獣及び野犬等対策経費	1,036
18 負担金補助 及び交付金	1,384		
7 報償費	5,704	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	74,891
10 需用費	1,950		
11 役務費	5,812		
12 委託料	59,333		
17 備品購入費	145		
18 負担金補助 及び交付金	1,947		

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(1,227) 514	646,143	1,916,022	1,341,873	3,904,038	809,457	4,713,495	
補正前	(1,226) 514	644,913	1,916,022	1,340,803	3,901,738	809,304	4,711,042	
比較	(1)	1,230		1,070	2,300	153	2,453	
職員 手当等 の内訳	区分	時間外 勤務手当						
	補正後	124,015						
	補正前	122,945						
	比較	1,070						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費			共済費	合計	備考
		給料	職員手当等	計			
補正後	514	1,916,022	1,291,925	3,207,947	685,831	3,893,778	
補正前	514	1,916,022	1,290,855	3,206,877	685,831	3,892,708	
比較			1,070	1,070		1,070	
職員 手当等 の内訳	区分	時間外 勤務手当					
	補正後	124,015					
	補正前	122,945					
	比較	1,070					

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費			共済費	合計	備考
		報酬	期末手当	計			
補正後	(1,227)	646,143	49,948	696,091	123,626	819,717	
補正前	(1,226)	644,913	49,948	694,861	123,473	818,334	
比較	(1)	1,230		1,230	153	1,383	

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員で外数。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当等	1,070	その他の増減分	1,070 むろらん応援プレミアム付デジタル商品券発行事業に係る増	1,070

令和 5 年度室蘭市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度室蘭市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,555 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,921,391 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 11 日提出

室蘭市長 青山 剛

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		10,000	26,555	36,555
	1 繰越金	10,000	26,555	36,555
歳 入 合 計		7,894,836	26,555	7,921,391

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		12,000	26,555	38,555
	1 償還金及び還付加算金	12,000	26,555	38,555
歳 出 合 計		7,894,836	26,555	7,921,391

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	10,000	26,555	36,555
歳入合計	7,894,836	26,555	7,921,391

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金	12,000	26,555	38,555
歳出合計	7,894,836	26,555	7,921,391

2 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	10,000	26,555	36,555
1 繰越金	10,000	26,555	36,555
1 繰越金	10,000	26,555	36,555

介護保険特別会計

3 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 諸支出金	12,000	26,555	38,555	26,555	
1 償還金及び還付加算 金	12,000	26,555	38,555	26,555	
2 償還金	10,000	26,555	36,555	繰越金 26,555	

介護保険特別会計

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			
国庫支出金	道支出金	地方債	その他
			26,555
			26,555

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	26,555	前年度繰越金 26,555

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金 及び割引料	26,555	返還金 26,555

室蘭市こども未来づくり基金条例制定の件

室蘭市こども未来づくり基金条例を次のように制定したい。

令和5年9月11日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市こども未来づくり基金条例

(設置)

第1条 こどもたちの将来を見据え、こどもたちが多様な活動に参画する機会の確保のほか、地域に愛着を持ち、健やかな成長に資する事業の財源に充てるため、室蘭市こども未来づくり基金を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、予算の定めるところにより、基金に属する現金を一般会計又は特別会計に運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に計上して基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 室蘭市こども姉妹都市等交流基金条例（平成11年条例第2号）

(2) 室蘭市子育て応援基金条例（平成30年条例第21号）

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の室蘭市こども姉妹都市等交流基金条例の規定により設置されていた室蘭市こども姉妹都市等交流基金及び室蘭市子育て応援基金条例の規定により設置されていた室蘭市子育て応援基金に属する現金、有価証券その他の財産（基金の運用から生ずる収益を含む。）は、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。

(提案理由)

こどもたちが多様な活動に参画する機会の確保のほか、地域に愛着を持ち、健やかな成長に資する事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、室蘭市こども未来づくり基金を設置したいので、本案を提出する。

